

裾野市小規模契約希望者登録制度実施要綱

(平成21年2月12日 裾野市告示第8号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、裾野市が発注する小規模な建設工事、修繕、業務委託、物品の購入等の契約（以下「小規模契約」という。）について、市内業者の受注機会を拡大し、積極的な活用を図ることにより市内における経済の活性化を促進するため、小規模契約を希望する者の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 対象となる契約は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、1件の予定価格が50万円以下であるものとする。

(登録対象者)

第3条 登録することができる者は、市内に主たる事業所を有する法人又は住所を有する個人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、登録することができない。

- (1) 成年被後見人、被補佐人又は破産者であって復権を得ていない者
- (2) 地方自治法（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する欠格事由に該当する者
- (3) 裾野市契約規則（平成8年裾野市契約規則第13号）第5条及び第6条の規定に基づき、登録を希望する業種に係る入札参加の資格を認定されている者
- (4) 登録を希望する者又はその役員等が、暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
- (5) 市税及び市に納入すべき料金等を滞納している者であって、納付することを誓約しない者
- (6) 希望する業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が契約の相手方として不適當であると認める者

(登録の申請)

第4条 登録を希望する者は、小規模契約裾野市小規模契約希望者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 商業登記簿謄本（個人にあつては、住民票）
- (2) 市税の納税証明書又は納付することを誓約する書類
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、許可等に関する証書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 登録の申請は、定期申請又は随時申請により受け付けるものとし、受付期間は次のと

おりとする。

(1) 定期申請 別に市長が定める期間

(2) 随時申請 定期申請を終了した日の翌日から次の定期申請を開始する日の前日まで
(登録名簿への登録)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、登録することが適当であると認めたときは、裾野市小規模契約登録者名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 定期申請による登録 当該申請を受け付けた日の属する年の4月1日から翌々年の3月31日まで

(2) 随時申請による登録 登録された日から最初に到来する定期申請による登録期間の終了日まで

(登録の変更等)

第7条 登録名簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、登録した事項に変更があったときは小規模契約希望者登録変更届（様式第2号）を、事業を廃止したとき、又は登録を辞退しようとするときは裾野市小規模契約希望者登録廃止・辞退届（様式第3号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第3条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 倒産又は破産したとき。

(3) 契約の履行に関し、不正又は不誠実な行為があったとき。

(業者の選定)

第9条 市長は、小規模契約に係る発注事業者の選定に際しては、登録者を積極的活用するよう務めるものとする。ただし、第3条第3号に掲げるものうちから選定することを妨げないものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。